

## 神奈川県国民健康保険運営方針の主な見直しポイントについて

## 1 基本的な事項（文中のページ数は資料 4。以下同様。）

- 「(1) 策定の目的」に、主な見直しに係るポイントを記載するとともに、「(5) その他」を新設し、新型コロナウイルス感染症による影響により、数値目標等は適宜修正を行う旨を記載した。(P1)

## 2 国保医療費及び財政の見直し

- 国保医療費及び財政の見直しに国保被保険者の動向が影響することから、「(1) 被保険者数の動向」を新設した。(P2～)
- 「(6) 赤字の削減・解消」について、赤字の定義に「決算補填等目的の法定外一般会計繰入金」を追加し、市町村の赤字解消期限を、原則として令和 5 年度とした。(P14～)
- その他各種データの見直し及び更新を行うにあたり項目を整理するとともに、市町村の意見及び国ガイドライン等を踏まえ、記載を見直した。

## 3 保険料(税)の標準的な算定方法等について

- 「(2) 標準的な保険料(税)の算定方法」について、市町村ごとの標準的な保険料率の水準を示す算定方式は、引き続き、3 方式とした。(P18～)
- 「(3) 納付金の算定方法」について、引き続き、納付金の配分に医療費水準をすべて反映することとした ( $\alpha = 1$ )。また、所得水準に応じた納付金の配分とするため、神奈川県全体の所得水準を反映することとした ( $\beta =$  県平均の 1 人当たり所得/全国平均の 1 人当たり所得)。(P19～)
- 「(4) 保険料水準の統一に対する考え方」について、将来的に保険料水準の統一を目指すことを明記した。また、本方針期間内(令和 3 年度～令和 5 年度)において、保険料水準の統一に向けた取組やロードマップ等について協議することとした。(P20～)
- その他各種データの見直し及び更新を行うにあたり項目を整理するとともに、市町村の意見及び国ガイドライン等を踏まえ、記載を見直した。

## 4 保険料(税)の徴収の適正な実施について

- 「(2) 収納率目標の設定」について、保険料(税)の収納率目標の達成状況を踏まえ、新たな目標値を設定した。(P24～)
- その他各種データの見直し及び更新を行うにあたり項目を整理するとともに、市町村の意見及び国ガイドライン等を踏まえ、取組を見直した。

## 5 保険給付の適正な実施について

- 「(2) 保険給付の適正化の状況」について、診療報酬明細書(レセプト)点検における財政効果率やジェネリック医薬品の使用割合について、目標値を新設した。(P31～)
- その他各種データの見直し及び更新を行うにあたり項目を整理するとともに、市町村の意見及び国ガイドライン等を踏まえ、取組を見直した。

## 6 医療費適正化に関する取組について

- 「(1) 特定健診受診率向上に関する取組」及び「(2) 特定保健指導実施率向上に関する取組」について、特定健診受診率や特定保健指導実施率の現状を踏まえ、新たな目標値を設定した。(P35～, P37～)
- 「(4) 糖尿病対策に関する取組」について、取組を更に推進することとした。(P40～)
- その他各種データの見直し及び更新を行うにあたり項目を整理するとともに、市町村の意見及び国ガイドライン等を踏まえ、取組を見直した。

## 7 国保事務の広域的及び効率的な運営の推進について

- 更なる広域化及び効率化を図るため、事務処理の標準化や共同事業について市町村の意見及び国ガイドライン等を踏まえ、取組を見直した。(P42～)

## 8 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携について

- 変更なし。

## 9 県・市町村・国保連間の連絡調整について

- 変更なし。

## 10 市町村別統計資料

- 各種データの見直し及び更新を行うにあたり項目を整理した。